

高齢期の主な住まいと利用できる介護保険サービス（平成22年11月1日現在）

住宅・施設の種類 (専用空間名称と 最低面積 ※2)	介護保険サービス ※1					住宅・施設の特徴	(参考) 練馬区に おける 戸数
	居宅介護	小規模多機能	特定施設	認知症介護	施設介護		
一般住宅 (住戸 25m ²)	○	○				○利用できる △一定の条件で利用できる 持ち家、公共賃貸住宅（公営住宅、都市再生機構住宅など）、民間賃貸住宅の種類がある。賃貸であっても賃貸借契約により、居住権は保証される。	
高齢者専用住宅 シルバーハウジング (住戸 25m ²)	○					高齢者向け設計、緊急通報サービス、生活援助員による相談や安否確認がある。地方公共団体と都市再生機構による高齢者向け賃貸住宅。	441
高齢者専用住宅 高齢者向け優良賃貸住宅(=地域優良賃貸住宅高齢者用) (住戸 25m ²)	○	○				高齢者向け設計と緊急通報サービス等がある高齢者向け住宅。家賃減額などの支援が得られる。生活援助員による相談や安否確認が付けられているものもある。地方公共団体、住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者が供給する。高齢者専用賃貸住宅として登録されるものもある。	26
高齢者専用賃貸住宅 (住戸 25m ²)	○	○				高齢者であることを理由に入居拒否をしない「高齢者円滑入居賃貸住宅」のうち、入居者を高齢者に絞ったもの。住宅は登録され、登録情報が公開される。25m ² を確保する必要があるが、高齢対応設計等の配慮は条件としない。	63
生活支援施設 適合高齢者専用賃貸住宅(住戸 25m ²)		○	○			高齢者向け優良賃貸住宅や高齢者専用賃貸住宅のうち、一定の条件に合致し、特定施設の認定を受けた場合には、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等の入居者生活介護を提供する。	56
有料老人ホーム (居室 13m ²)	○	△	○			高齢者を入居させ、入浴、食事などの介護、家事のサービスのなんらかを提供する施設は、入居人員にかかわらず届け義務がある。介護付き、住宅型、健康型の種類がある。	介護付2,063 住宅型126
ケアハウス (居室 21,6m ²)	○		○			日常の基本サービス（生活相談、食事サービス、入浴サービス、緊急対応）が提供され、入居者が重度化した場合には介護保険サービスが利用できる。新型ケアハウスは、特定施設の認定を受け、要介護1以上を対象として、10名程度を対象にユニットケア方式を採用。	50
認知症高齢者 グループホーム (居室 7.43m ²)				○		要介護状態の認知症高齢者に対して、5～9名の家庭的な環境で、食事、排泄、入浴上の介護を提供する。運営主体は、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間企業と幅広い。	330
介護施設 介護老人福祉施設 (ユニット型 居室 13.2m ²) ※3					○	心身に障害を持つ高齢者に、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練、療養上の世話などを提供する。2003年以降の新設施設は、原則、個室・ユニット型として、10名程度を1ユニットとして、家庭的な環境とする。	1,392
介護老人保健施設 (療養室 8.0m ²)					○	看護や医療的な管理のもとに、介護と機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をし、在宅への移行を目的とする。	743
介護療養型医療施設 (病室 6.4m ²)					○	長期にわたり療養を必要とする高齢者に、介護その他の世話とともに、必要な医療を行う。平成23年度末までに、一部が介護老人保健施設、ケアハウス等居住施設、在宅医療支援拠点への転換を図ることになったが、この決定は現在凍結されている。	319

※1 介護保険サービスを、「居宅介護」、「地域密着型サービスにおける小規模多機能型居宅介護」、「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「施設介護」サービスに分類した。

※2 ()は専用空間名称と最低面積：高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用住宅、適合高齢者専用賃貸住宅のうち、共同利用型は18m²

※3 個室の居室面積は、平成22年度に従来型と同じ10.65m²への引き下げや、一部ユニット型が認められた。